

在外国民皆さんの大いなる関心と参加が必要です。

在外選挙案内文《第34号》



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2011. 9. 21.

☎ 82-2-503-0648

FAX 82-2-507-4352

選挙に影響を与えるための集会や集いの開催禁止

□ 何人(なにびとも)選挙期間中、選挙に影響を与えるために郷友会・宗親会・同窓会・団結大会またはピクニック、その他の集会や集いを開催できない。

※ 何人も選挙期間中、選挙に影響を及ぼすために郷友会・宗親会・同窓会・団結大会・ピクニックまたは時局講演会・セミナー・学術大会、その他の集会や集いを開催できない。

※ 何人も選挙日前90日から選挙日まで候補者(候補者になろうとする者含む)と関連ある著書の出版記念会を開催できない。

[出版記念会開催関連事例例示]

このようにしてはいけません	このようにすれば大丈夫です
<ul style="list-style-type: none">出版記念会に参加した来賓が立候補予定者を支持・宣伝する激励辞をする行為出版記念会を開催しながら参加した在外国民に著書や食物を提供する行為	<ul style="list-style-type: none">出版記念会に招請を受けた来賓が儀礼的な祝辞や激励辞をする行為出版記念会に参加した人に通常の範囲でお茶・コーヒーなど飲み物(酒類は除く)を提供する行為 <p>※ 通常の範囲で1名に提供できる飲み物の金額範囲は1千ウォン以下である</p>

※第19代国会議員選挙選挙期間：'12. 3. 29. ～ 4. 11.



在外選挙関連資料は在外選挙ホームページ(<http://ok.nec.go.kr>)を参考にして下さい！